

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | プロジェクト名 | 管理案番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府庁 | |
|--------|--|---|--|---|--|-------|-------|-----------------|-------|-----------|-------------|-------------|--------------------|--------|------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------|------------|-----|
| 140010 | 陸上自衛隊、国土復興支援部隊の創設 | - | 現状において、農林水産業支援及び有害鳥獣対策を目的とした任務は有しておらず、当該業務に特化した部隊も保有していない。 | 自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した「国土復興支援部隊」を創設し、その任務に当てる。 | 自衛隊の任務は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条第1項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を確保するため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とされており、その任務を全うするため、防衛省・自衛隊は、実力組織である陸海空自衛隊を中心に各組織で構成されている。 上記の規定の趣旨に照らせば、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務は、基本的には我が国の防衛及び公共の秩序の維持には該当せず、また、農林水産業支援業務や有害鳥獣捕獲業務については自衛隊に知識や技能がないこと等から、自衛隊の業務に追加すること及び当該業務に特化した国土復興支援部隊を新たに編成することは適当ではないと考える。 なお、有害鳥獣対策に関し市町村から申出があった場合、自衛隊法第100条「土工工事等の委託」の規定に基づいて、その要件に照し、現有の自衛隊の設備、能力を活用しうる業務については、適切に協力してまいれる所存である。 | C | - | C | - | C | - | | | | | | | 1 0 0 2 0 4 0 | 個人 | 三重県 | 防衛省 |
| 140011 | 陸上自衛隊、国土復興支援部隊の創設 | - | 現状において、農林水産業支援及び有害鳥獣対策を目的とした任務は有しておらず、当該業務に特化した部隊も保有していない。 | 自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した「国土復興支援部隊」を創設し、その任務に当てる。 | 自衛隊の任務は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条第1項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を確保するため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とされており、その任務を全うするため、防衛省・自衛隊は、実力組織である陸海空自衛隊を中心に各組織で構成されている。 上記の規定の趣旨に照らせば、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務は、基本的には我が国の防衛及び公共の秩序の維持には該当せず、また、農林水産業支援業務や有害鳥獣捕獲業務については自衛隊に知識や技能がないこと等から、自衛隊の業務に追加すること及び当該業務に特化した国土復興支援部隊を新たに編成することは適当ではないと考える。 なお、有害鳥獣対策に関し市町村から申出があった場合、自衛隊法第100条「土工工事等の委託」の規定に基づいて、その要件に照し、現有の自衛隊の設備、能力を活用しうる業務については、適切に協力してまいれる所存である。 | C | - | D | - | | | | | | | 1 0 0 2 0 4 0 | 個人 | 三重県 | 防衛省 | | |
| 140020 | 入札参加資格を、受託して得た資金をもって非営利事業を実施する特定非営利活動法人に限定する | 会計法第29条の3 予算決算及び会計令第73条 | 契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうために必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる旨規定。 | 沖縄県内から出土する不発弾の最終処分事業を、委託する際に実施される入札において、営利企業を入札参加資格者から排除し、非営利活動事業を実施するNPO団体の間で競争することとする | (制度の現状) 不発弾の最終処分は、ロンドン条約により海洋投棄が禁止され、陸上で実施されることとなった。防衛省では、競争入札により受託先を選定することとしている。 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、住民の不発弾に対する扱方も沖縄県に特有のものと同様年毎の経過だけでは納得できない。20万人を超える大規模の使い残りの不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発弾や爆弾が、いまだに多く残存している。とりわけ、戦争の反省を踏まえた戦後処理より企業の経済効果を優先しようとするものがある。不発弾の最終処分事業により対応するに、営利企業の利益としてではなく、特定非営利活動法人が実施する従軍児童の医療支援などといった非営利事業の原資とされるべきである。 (事業の内容) 最終処分委託先を選定する競争入札において、営利企業NPOが競争して落札することは困難である。非営利事業を実施することが明らかなNPOが受託することを確保するために、営利企業を参加資格者から除外した入札を実施する。提案が実現した場合、当会は、不発弾処理作業チームNPOと、その受託により得られた対価によって非営利事業を実施する随病児支援基金運用チームNPOを立ち上げて入札に参加する。処理技術の確実性と安全の確保については、不発弾処理のエキスパートである自衛隊不発弾処理隊のOBの方々の協力を受けて対応する。 | C | - | C | - | | | | | | | | 1 0 0 5 0 0 1 | 県民の手による不発弾の最終処分を考える会 | 沖縄県 | 環境省 防衛省 | |
| 140030 | 国が移転補償で買った土地を、舊利目的の民間へ無償で貸付け | 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第7条 周辺財産の無償使用許可等の取扱いについて(平成15年1月7日施令第39号) | 周辺財産については、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において、民間に対しては、無償使用許可を行っており、地方公共団体に対しては、広場、花壇及び駐車場等に使用する場合においては、飛行場等の周辺的生活環境の整備の一環をなすものとして、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、無償使用許可を行っているとある。 | 基地の騒音により国が移転補償を行って買った土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に、無償での貸与を認める。 | 提案理由 三沢米軍基地の周辺には、軍用機の騒音により国が移転補償を受けて住宅が移転し、無人の国有地となった移転跡地(防衛省所管飛行場財産)が、市の人口分布帯を分断するよう広がっており、三沢市のまぎつり上、大きな障害となっている。また移転跡地は、国においてならん活用方法のないまま、国が軍用機の維持管理費を負担し続けており、国民の負担となっている。しかし、もともとそこに住んでいた人は騒音を苦に移転したとはいえ、それ以外の人にとっては、移転跡地は環境は悪くとも、仮に無償で使用できるのであれば、市街地にも近いことから、跡地内で産業活動などしようとする人もあろうと思われる。活用できない土地を国で管理し続けるよりは、その一部であっても、無償で企業や個人に貸付け活用させた方が、国の負担も減り、土地の有効活用も図られることから、営利活動を行うことを目的とした民間企業や個人が無償で移転跡地の貸付を受けられるよう、特例を設けていただきたい。 | C | - | C | - | | | | | | | | 1 0 4 3 0 1 0 | 三沢市 | 青森県 | 財務省 防衛省 | |